

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第153期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社 東京機械製作所
【英訳名】	TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 芝 則之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目26番24号
【電話番号】	(03)3451-8141(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡本 賢一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目26番24号
【電話番号】	(03)3451-8141(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡本 賢一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第152期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第153期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第152期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	3,617	1,095	21,947
経常損失( ) (百万円)	627	797	3,859
四半期(当期)純損失( ) (百万円)	816	780	5,916
純資産額(百万円)	20,314	14,346	14,876
総資産額(百万円)	50,785	43,410	43,446
1株当たり純資産額(円)	212.36	147.89	153.84
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	9.08	8.68	65.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	37.60	30.63	31.84
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,123	2,484	2,321
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,536	53	2,637
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	160	339	2,826
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	9,136	7,659	10,535
従業員数(人)	842	816	783

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含んでいない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	816
---------	-----

（注）従業員数は就業人員である。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	601
---------	-----

（注）従業員数は就業人員数（他社への出向者等を除き、他社からの出向者を含む）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
印刷機械関連事業	輪転印刷機関連(千円)	667,139	20.1
	システム制御機器関連(千円)	394,737	149.2
	合計(千円)	1,061,876	29.6

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
印刷機械関連事業	輪転印刷機関連	263,659	131.2	27,982,005	73.4
	システム制御機器関連	86,008	3,532.2	1,569,717	68.5
	合計	349,667	171.9	29,551,723	73.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
印刷機械関連事業	輪転印刷機関連(千円)	667,139	20.1
	システム制御機器関連(千円)	394,737	149.2
	小計(千円)	1,061,876	29.6
不動産賃貸事業(千円)		33,466	100.6
合計(千円)		1,095,342	30.3

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)朝日新聞社 西部本社	909,750	25.2	-	-
(株)読売新聞東京本社	-	-	208,540	19.0
(株)静岡新聞社	-	-	132,642	12.1

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生したリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）におけるわが国経済は、一部で生産や個人消費に回復の兆しも見え始めたものの、昨年来の世界的な金融・経済危機や円高の影響が大きく、依然企業収益や雇用情勢は改善せず、当社グループ（当社及び連結子会社）の得意先である新聞業界の設備投資需要も改善の兆しが見えず、きわめて厳しい状況が続きました。

このような中で、当社グループは販路拡大と需要喚起に努めましたが、売上高は前年同期比で大きく落ち込みました。当第1四半期連結会計期間では国内新聞社に各種新聞発送システムを納入、また輪転機のメンテナンス工事を行いました。

当第1四半期連結会計期間の業績については、以下のとおりであります。

#### 《売上高》

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、新聞用輪転機、商業用輪転機並びにシステム制御機器が、国内外とも納期の到来するものが少なく、10億95百万円（前年同四半期比69.7%減）となりました。

なお、当社グループの特性として、売上高が製品の納期により年間を通じて平準化しない傾向があります。

#### 《営業損益》

損益面では、設計、製造の各方面でコストダウンに努めましたが、受注競争が激化している事に加えて、売上高が連結会計期間の後半に片寄る傾向があるため固定費を賄いきれなかったことにより、当第1四半期連結会計期間の営業損失は9億2百万円（前年同四半期は営業損失10億74百万円）となりました。

#### 《経常損益》

当第1四半期連結会計期間は外国為替相場が円安傾向に推移したため63百万円の為替差益を計上し、経常損失は7億97百万円（前年同四半期は経常損失6億27百万円）となりました。

#### 《特別損益》

その結果、税金等調整前四半期純損失は7億4百万円（前年同四半期は税金等調整前四半期純損失8億29百万円）となり、当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は7億80百万円（前年同四半期は四半期純損失8億16百万円）となりました。

事業別セグメントは、印刷機械関連事業と不動産賃貸事業であります。

印刷機械関連事業の売上高は10億61百万円（前年同四半期比70.4%減）です。営業損失は4億70百万円（前年同四半期は営業損失6億5百万円）です。

不動産賃貸事業の売上高は33百万円（前年同四半期比0.6%増）、営業利益は26百万円（前年同四半期比18.8%増）です。

所在地別セグメントについては、日本における売上高は10億57百万円（前年同四半期比70.5%減）、営業損失は4億14百万円（前年同四半期は営業損失5億29百万円）、米国における売上高は37百万円（前年同四半期比25.1%増）、営業損失は29百万円（前年同四半期は営業損失54百万円）となっております。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ36百万円減少し、434億10百万円となりました。資産の部では、仕掛品が24億75百万円増加し、現金及び預金が28億75百万円減少しました。また投資有価証券が6億47百万円増加しました。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ4億92百万円増加し290億63百万円となりました。主な要因は前受金の10億84百万円の増加によるものです。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ5億29百万円減少し143億46百万円となりました。主な要因は資本剰余金の32億41百万円の減少と利益剰余金の21億1百万円の増加によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の増加等の要因により、前連結会計年度末に比べ28億76百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末には76億59百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は24億84百万円（前年同四半期比17.0%増）となりました。資金増加の要因は主に前受金の10億84百万円の増加によるものであります。資金減少の要因は主にたな卸資産の24億69百万円の増加によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は53百万円（前年同四半期比96.5%減）となりました。資金減少の要因は主に、玉川製造所・伊賀テクノセンタ - の設備の増設及び改修等に伴う有形及び無形固定資産の取得による50百万円の支出によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は3億39百万円（前年同四半期は1億60百万円の獲得）となりました。配当金の支払額2億94百万円が主な減少要因であります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

##### 基本方針の内容

当社は、上場企業であります以上、当社株式の取引は、株主・投資家の自由な判断においてなされるのが原則であり、大規模な当社株式等の買付行為（以下「大規模買付行為」という。）がなされた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

従って、当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案がなされる可能性も否定できません。

一方で、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、顧客との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営への取組み、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれた国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間の永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらのことを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続維持向上させる者でなければならないと考えております。従って、上に述べたような当社の企業価値・株主共同の利益に資さないおそれのある不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

##### 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のために、

東日本においては新工場として最新鋭の設備を備えたかずさテクノセンター（千葉県木更津市）を新設、西日本では伊賀工場（三重県伊賀市）をリニューアルの上、二大工場による効率的な研究開発・生産・サービス体制の確立

現玉川製造所跡地を利用した地域社会等のステークホルダーにも配慮した中長期的観点からの再開発およびその他資産の有効活用

社員の士気を高める人事制度と社員教育・研修の充実

環境マネジメントシステムISO14001を展開し、省資源、省エネルギー製品の開発

今後も成長が見込まれる中国を初めとした海外市場における営業活動の推進

など、当社の将来を見据えた施策に鋭意取り組んでいる。今後も中長期的な視点に立ち当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことに最大限の努力をしていきます。

##### 不適切な者の支配を防止するための取組み

###### 1. 導入の必要性

当社が外部者であります大規模買付者からの買付けの提案を受けた際に、株主が、当社と顧客企業との関係や当社の高い技術力等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

## 2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為は以下に定めるルール（以下「大規模買付ルール」という。）に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考えております。大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「買付情報」という。）を、提供してもらう。買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なるが、一般的な項目は以下のとおりであります。

大規模買付者およびそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法および内容

当社株式の取得対価の算定根拠

取得資金の裏付け

当社株式取得後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および従業員の処遇等

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出してもらいます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明記してもらいます。当社は、この意向表明書を受領した後、5営業日以内に、大規模買付者から当初提供してもらうべき買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供してもらった情報では、買付内容の検討に必要な情報として不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供をしてもらう場合があります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主に対して代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

### (1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法等のいかに関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と認められるものを選択することとなります。

### (2) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、当社株主において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を検討の上、判断を得ることとなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、当該大規模買付者が、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーであります場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等の売却等をさせ、それによって得られた利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当等による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

など、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、上記(1)記載の場合と同様、適切と認められる対抗措置をとることがあります。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、希釈化等の不利益を受けることがあります。

前記 ①の当社取組み（以下「当社取組み」という。）についての取締役会の判断

1. 当社取締役会は、以下の理由により当社取組みが前記 ①の基本方針（以下「基本方針」という。）に沿って策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

当社の主力事業であります印刷機械の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、顧客企業のニーズに合致するように、顧客企業の要請を十分に把握しながら、顧客企業とともに開発・製作していくものであり、かつ、据付けから運転、メンテナンスまでを顧客と密接な関係を保ちながら遂行していく点にその特徴がある。従って、顧客企業のニーズに応える製品を製作するためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠でありますことに加え、顧客企業の業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、機械の製作・管理運営を行うことが極めて重要となる。当社が、明治7年の創業以来、世界でトップクラスの輪転機事業メーカーとして、また近年では商業印刷機械メーカーとしても成長を続けて来られたのも、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上に向けて不断の努力を行うとともに、顧客企業との間に親密な信頼関係を築き上げてきたからこそであり、当社の企業価値の源泉もそこにあるものと確信しております。

前記 ①の取組みはこれらの観点から、中長期的かつ具体的に当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に資する施策であると判断しております。

前記 ①の買収防衛策については、株主総会の決議を経ており、取締役の改選時期に合わせて2年毎に株主総会の議案として付議し株主の判断を得ることになっております。また、大規模買付ルールが守られた場合には取締役会が反対であっても、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合以外には対抗措置は発動しない等、支配者として不適切なものを排除し、最終的には株主の判断に委ねるといった基本方針に沿うものであると判断しております。

2. 当社取締役会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社取締役会は、その判断に際して、当社監査役の過半数の同意を得るものとします。当社取締役会および当社監査役は、それぞれ別々に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとしております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億26百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,279,200	90,279,200	(株)東京証券取引所 (市場第一部) (株)大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	90,279,200	90,279,200	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年6月26日 (注)	-	90,279,200	-	8,341,000	4,964,734	2,085,250

(注)平成21年6月26日開催の定時株主総会決議により会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を4,964,734千円減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

#### (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

- 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式372,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式88,824,000	88,824	-
単元未満株式	普通株式1,083,200	-	-
発行済株式総数	90,279,200	-	-
総株主の議決権	-	88,824	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社東京機械製作所	東京都港区芝五丁目26番24号	372,000	-	372,000	0.41
計	-	372,000	-	372,000	0.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	172	177	207
最低（円）	154	155	154

（注） 最高、最低株価は㈱東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については東陽監査法人及び公認会計士早野勝義氏による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり変更となっております。

第152期連結会計年度 東陽監査法人・公認会計士早野勝義

第153期第1四半期連結会計期間

及び第1四半期連結累計期間 東陽監査法人

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 7,737,537	10,612,811
受取手形及び売掛金	1,412,430	1,506,397
有価証券	287,325	271,260
仕掛品	3 12,357,398	9,881,664
原材料及び貯蔵品	913,044	920,792
繰延税金資産	492,636	564,791
その他	1,389,429	1,393,275
貸倒引当金	4,907	7,300
流動資産合計	24,584,893	25,143,692
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2 3,320,491	2 3,382,310
機械装置及び運搬具(純額)	2,198,423	2,280,452
土地	2 3,057,061	2 3,057,061
リース資産(純額)	1,063,476	1,087,900
その他(純額)	334,196	327,833
有形固定資産合計	1 9,973,648	1 10,135,558
無形固定資産		
その他	108,542	115,898
無形固定資産合計	108,542	115,898
投資その他の資産		
投資有価証券	3,940,866	3,293,793
その他	5,523,014	5,447,283
貸倒引当金	771,151	742,964
投資その他の資産合計	8,692,730	7,998,112
固定資産合計	18,774,921	18,249,569
繰延資産		
社債発行費	50,604	53,702
繰延資産合計	50,604	53,702
資産合計	43,410,419	43,446,963

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,558,565	2,929,988
短期借入金	1,191,000	1,191,000
1年内返済予定の長期借入金	1,652,000	1,652,000
1年内償還予定の社債	540,000	540,000
未払法人税等	34,508	70,709
前受金	4,831,149	3,746,380
賞与引当金	349,014	398,442
受注損失引当金	3 714,801	714,801
その他の引当金	156,881	250,414
その他	453,755	542,781
流動負債合計	12,481,675	12,036,516
固定負債		
社債	4,390,000	4,390,000
長期借入金	5,803,800	5,831,800
退職給付引当金	4,590,849	4,490,285
役員退職慰労引当金	499,172	491,774
負ののれん	87,330	104,796
その他	1,211,052	1,225,787
固定負債合計	16,582,203	16,534,443
負債合計	29,063,879	28,570,959
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,341,000	8,341,000
資本剰余金	3,808,021	7,049,984
利益剰余金	1,098,356	1,003,563
自己株式	111,265	110,566
株主資本合計	13,136,112	14,276,855
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	225,003	375,287
為替換算調整勘定	65,228	70,020
評価・換算差額等合計	159,774	445,307
少数株主持分	1,050,653	1,044,456
純資産合計	14,346,540	14,876,004
負債純資産合計	43,410,419	43,446,963

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
売上高	3,617,139	1,095,342
売上原価	3,554,243	1,101,032
売上総利益又は売上総損失 ( )	62,896	5,689
販売費及び一般管理費	1,136,929	896,559
営業損失 ( )	1,074,033	902,249
営業外収益		
受取利息	18,687	2,895
受取配当金	62,365	46,189
負ののれん償却額	9,184	17,466
為替差益	319,532	63,036
その他	87,714	81,119
営業外収益合計	497,484	210,706
営業外費用		
支払利息	46,605	84,213
その他	4,144	22,187
営業外費用合計	50,750	106,401
経常損失 ( )	627,299	797,943
特別利益		
固定資産売却益	-	5,060
貸倒引当金戻入額	9,064	2,332
製品保証引当金戻入額	57,000	73,535
賞与引当金戻入額	-	21,276
特別利益合計	66,064	102,204
特別損失		
固定資産除売却損	246,046	9,155
たな卸資産評価損	21,887	-
特別損失合計	267,934	9,155
税金等調整前四半期純損失 ( )	829,168	704,894
法人税、住民税及び事業税	27,327	28,254
法人税等調整額	32,124	37,698
法人税等合計	4,796	65,953
少数株主利益又は少数株主損失 ( )	7,492	9,569
四半期純損失 ( )	816,879	780,417

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	829,168	704,894
減価償却費	226,006	215,774
負ののれん償却額	9,184	17,466
社債発行費償却	-	3,098
貸倒引当金の増減額( は減少)	8,461	25,854
賞与引当金の増減額( は減少)	38,789	49,428
製品保証引当金の増減額( は減少)	62,443	93,533
退職給付引当金の増減額( は減少)	92,121	100,563
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	20,042	7,398
受取利息及び受取配当金	81,053	49,085
支払利息	46,605	84,213
為替差損益( は益)	107,511	3,851
固定資産除売却損益( は益)	246,046	4,404
たな卸資産評価損	21,887	-
売上債権の増減額( は増加)	1,053,209	95,945
前受金の増減額( は減少)	1,686,670	1,084,772
たな卸資産の増減額( は増加)	2,590,660	2,469,578
仕入債務の増減額( は減少)	821,006	361,221
その他	87,236	242,902
小計	1,226,003	2,378,743
利息及び配当金の受取額	81,053	49,085
利息の支払額	32,839	79,303
法人税等の支払額	945,539	75,749
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,123,328</b>	<b>2,484,711</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額( は増加)	1,097	1,108
有価証券の取得による支出	598	597
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,624,796	50,454
有形及び無形固定資産の売却による収入	-	6,192
その他	89,556	7,910
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,536,935</b>	<b>53,878</b>

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	200,000	-
長期借入金の返済による支出	20,000	28,000
自己株式の処分による収入	463	-
自己株式の取得による支出	990	699
リース債務の増加による収入	660,750	-
リース債務の返済による支出	4,333	12,577
配当金の支払額	271,090	294,978
少数株主への配当金の支払額	3,930	3,330
財務活動によるキャッシュ・フロー	160,868	339,586
現金及び現金同等物に係る換算差額	125,969	1,794
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,373,426	2,876,381
現金及び現金同等物の期首残高	12,510,248	10,535,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,136,821	7,659,561

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これにより、売上高は46,079千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ8,542千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)の適用に伴い、前第1四半期連結会計期間において、「原材料」として掲記されていたものは、当第1四半期連結会計期間は「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。</p> <p>また、前第1四半期連結会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「受注損失引当金」は負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「受注損失引当金」は14,000千円であります。</p>

## 【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、16,662,991千円です。</p> <p>2.担保資産 現金及び預金 67,005千円 建物及び構築物 1,222,129千円 土地 199,308千円</p> <p>3. 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は 5,889,615千円(うち仕掛品5,889,615千円)であります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、16,470,159千円です。</p> <p>2.担保資産 建物及び構築物 1,244,305千円 土地 199,308千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <p>事務員給与と手当及び賞与 331,400千円 賞与引当金繰入額 71,664 退職給付費用 19,497</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <p>事務員給与と手当及び賞与 340,973千円 賞与引当金繰入額 55,206 退職給付費用 41,333</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 9,310,989 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 200,000 預入期間が3か月を超える定期預金 374,167 現金及び現金同等物 9,136,821</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 7,737,537 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 200,000 預入期間が3か月を超える定期預金 277,975 現金及び現金同等物 7,659,561</p>

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 90,279千株

2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 376千株

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	359,626	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日	資本剰余金

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)				
	印刷機械関連 事業(千円)	不動産賃貸事 業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,583,875	33,263	3,617,139	-	3,617,139
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	2,077	2,077	(2,077)	-
計	3,583,875	35,341	3,619,216	(2,077)	3,617,139
営業利益(又は営業損失 ( ))	605,681	22,038	583,643	(490,390)	1,074,033

	当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)				
	印刷機械関連 事業(千円)	不動産賃貸事 業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,061,876	33,466	1,095,342	-	1,095,342
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,200	1,200	(1,200)	-
計	1,061,876	34,666	1,096,542	(1,200)	1,095,342
営業利益(又は営業損失 ( ))	470,333	26,187	444,146	(458,103)	902,249

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要な製品又は事業の内容

(1) 印刷機械関連事業.....新聞・商業用オフセット輪転機、新聞発送・新聞組版システム、商業印刷用自動化省力化機器

(2) 不動産賃貸事業.....事務所賃貸事業

3. 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における営業利益(又は営業損失( ))の消去又は全社の金額の内容は、親会社の配賦不能営業費用(管理部門に係る費用)490,390千円及び458,103千円であります。

4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業損失が印刷機械関連事業で8,542千円減少しております。

## 【所在地別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）				
	日本（千円）	米国（千円）	計（千円）	消去又は全社（千円）	連結（千円）
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	3,587,164	29,975	3,617,139	-	3,617,139
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高	1,012,567	7,955	1,020,523	(1,020,523)	-
計	4,599,731	37,930	4,637,662	(1,020,523)	3,617,139
営業利益（又は営業損失（ ））	529,467	54,175	583,643	(490,390)	1,074,033

	当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）				
	日本（千円）	米国（千円）	計（千円）	消去又は全社（千円）	連結（千円）
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	1,057,844	37,498	1,095,342	-	1,095,342
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高	10,546	20,944	31,490	(31,490)	-
計	1,068,390	58,442	1,126,832	(31,490)	1,095,342
営業利益（又は営業損失（ ））	414,161	29,984	444,146	(458,103)	902,249

（注）1．前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における営業利益（又は営業損失（ ））の消去又は全社の金額の内には、親会社の配賦不能営業費用（管理部門に係る費用）490,390千円及び458,103千円が含まれております。

2．「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1．に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、営業損失が日本で8,542千円減少しております。

【海外売上高】

		北米	欧州	アジア	計
前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	海外売上高(千円)	29,975	169	245,611	275,756
	連結売上高(千円)	-	-	-	3,617,139
	海外売上高の連結売上 高に占める割合 (%)	0.8	0.0	6.8	7.6

		北米	アジア	計
当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	海外売上高(千円)	37,498	37,840	75,338
	連結売上高(千円)	-	-	1,095,342
	海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	3.4	3.5	6.9

- (注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米.....米国  
 (2) アジア.....韓国、中国  
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)  
対象物の種類が金利であるデリバティブ取引の契約額その他の金額に、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 147.89円	1株当たり純資産額 153.84円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 9.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 8.68円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(千円)	816,879	780,417
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	816,879	780,417
期中平均株式数(千株)	89,930	89,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

訴訟

### 1. 米国1916年反ダンピング法訴訟の経緯と損害回復法に基づく本邦提訴：

当社及び当社の米国現地法人TKS(U.S.A.), Inc.(以下、当社側)は、平成12年3月米国の輸転機メーカー、米国ゴス社により米国1916年反ダンピング法に基づく損害賠償を米アイオワ州北区地方裁判所(以下、アイオワ地裁)に提訴され、平成15年12月同地裁より、陪審判決として総額31.5百万米ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令を受けました。当社側はこれを不服として控訴し棄却された為、更に米国最高裁判所へ上告したが、平成18年6月5日不受理の決定が下されました。これにより上記陪審判決が確定し、平成18年6月に米国ゴス社に対し、総額38,678千米ドル(44億77百万円)の賠償金を支払いました。

一方、当社は、株式会社ゴスグラフィックシステムズジャパン(日本)及び米国ゴス社に対して、米国1916年反ダンピング法に基づく賠償金、それにかかる利息金額、弁護士費用等を日本の損害回復法に基づいて回復する事を目的とした訴訟(以下、本訴訟)を、平成19年8月10日東京地方裁判所に提起し、現在も係争中であります。

なお、アイオワ地裁より本訴訟に対して仮差止命令が出されていたため当該提訴を見合わせていたが、平成19年8月8日(米国時間)同命令は取り消されました。同命令の取消を不服として、米国ゴス社は、平成19年11月9日米国最高裁判所に上告していましたが、米国連邦最高裁判所は平成20年6月23日不受理の決定を下しました。この決定により、本訴訟に対する仮差止命令の取消しが確定しました。

### 2. 米国商務省の状況変化に基づく行政再調査(CCR)関連訴訟：

米国商務省および米国ゴス社は、平成14年2月25日に米国商務省が撤回したアンチダンピング課税命令の再発動に向けた状況変化に基づく行政再調査(CCR)及び、その最終結果を受けて実施されていたサンセットレビューの再検証の停止を命じた、平成19年1月24日の米国国際通商裁判所(CIT)の判決を不服とし、平成19年7月24日、米国連邦控訴裁判所(CAFC)に控訴しました。当社側も平成19年9月4日、対抗控訴(Cross Appeal)を行いました。

平成20年3月4日、ワシントンD.C.の米国連邦控訴裁判所にて口頭弁論が実施され、平成20年6月17日、米国国際通商裁判所(CIT)の司法判断は時期尚早でありますとの判決が出されました。

米国連邦控訴裁判所(CAFC)の判決に基づき、米国国際通商裁判所(CIT)は平成20年10月7日、サンセットレビューの結果の再検証を再開し、平成20年11月13日、平成14年の反ダンピング課税命令の取消は、不当であったとの最終決定を告示しました。

一方、反ダンピング課税命令の発令には、米国国際通商評議会(ITC)の「反ダンピング命令の取消しは、当該米国産業に対する被害を継続或いは再発させる」との決定が必要ですが、米国国際通商評議会(ITC)は平成21年1月22日、米国ゴス社の、同評議会が独自にサンセットレビューを開始すべきとの請求を棄却しました。

米国商務省は平成20年11月に反ダンピング命令の取消しは不当であるとの告示したものの、ITCの決定により反ダンピング命令による反ダンピング税賦課命令発出ができないため、ITCの決定を不服として、平成21年3月米国商務省はITCに対し棄却決定の再検討を要請しました。一方当社は平成20年11月の米国商務省の再検証結果を不服とし、平成20年12月米国通商裁判所へ不服申立てを行いました。また、平成21年5月Shaheen(ニューハンプシャー州)、Gregg(ニューハンプシャー州)、Snowe(メイン州)、Collins(メイン州)上院議員4名と米国商務省は、ITCに対し、ITC自身が日本からの大型新聞輸転機輸入に対する反ダンピング命令の取消しに対し、サンセットレビューの開始の検討要請を出状し、本件訴訟は現在継続中であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社東京機械製作所  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 前原 一彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澁江 英樹 印

公認会計士早野勝義事務所

公認会計士 早野 勝義 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京機械製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（1）に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より会社及び連結子会社は、通常の販売目的で保有しているたな卸資産については、原価法から原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）に変更している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（3）に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より会社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンスリース取引については、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び公認会計士早野勝義の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社東京機械製作所  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原 一彦 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥田 基樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京機械製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。